

緊急事態宣言を踏まえた本校の感染症防止対策について

令和3年1月20日(水) 篠原校長

緊急事態宣言期間中(令和3年1月18日(月)～2月7日(日))における本校としての新型コロナウイルス感染症防止対策について、福岡県の方針に従って、強化し、徹底します。「可能な限りの感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する。」「外部との接触については必要最小限の範囲に抑える。」ことを基本方針としながら、学校における対策を次のように徹底します。

(1) 授業における対応

- 登校前の健康観察、手洗い、手指や学習用具の消毒、教室等の換気や消毒等の基本的な感染対策を継続する。加えて、幼児児童生徒については終日マスクを着用する。教員についてはマスクとフェイスシールドを併用し、フェイスシールドのみでの発声を最小限に留める。
- 原則として教材の共用は控え、共用せざるを得ない場合は使用前後の手洗いを徹底する。
- 可能な限り身体的距離を保つとともに、一斉に大きな声を出す活動は実施しない(音楽における歌唱等)。
- 体育は可能な限り屋外で実施するとともに、体育館等屋内で実施する場合は呼気が激しくなるような運動を避け、原則マスクを着用する。

(2) 給食

- 食事前後の手洗い、食事中以外のマスク着用を行うとともに、食事中の会話を控える。

(3) 学校行事

- 校外からの参加を伴う行事は、原則として緊急事態宣言期間終了後まで延期する。

(4) 部活動

- 緊急事態宣言期間の終了まで中止する。

学校におきましても、これまで以上に感染防止対策の徹底に努めてまいりますので、ご家庭におかれましても、これまで実施してきた感染防止対策を引き続き行っていただくとともに、これらの内容についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。